

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等について手数料を徴収することとした。（別表第7関係）
- 2 小規模不動産特定共同事業の登録又は小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請について手数料を徴収することとした。（別表第7関係）
- 3 旅行サービス手配業の登録の申請について手数料を徴収することとした。（別表第5関係）
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - ア (2) 公布の日
 - イ 1 平成29年10月25日
 - ウ 2 平成29年12月1日
 - エ 3 平成30年1月4日
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第41号）

- 1 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。
 - (1) 岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会条例（第1条関係）
 - (2) 特定区域における産業の活性化に関する条例（第2条関係）
 - (3) 地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（第3条関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第42号）

- 1 土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。
 - (1) 岩手県土地改良事業分担金徴収条例（第1条関係）
 - (2) 国営土地改良事業負担金等徴収条例（第2条関係）
 - (3) 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（第3条関係）
- 2 施行期日

この条例は、土地改良法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。（附則関係）

◎県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 都市公園法施行令の一部改正に伴い、県立都市公園の運動施設の敷地面積の基準について定めることとした。（第2条の3の2関係）
- 2 都市公園法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条の4、第20条関係）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 県立高等学校の課程及び学科を設置することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則関係）